

行方市教育委員会告示第7号

行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱及び行方市優秀選手奨励金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月25日

行方市教育委員会教育長 柏 葉 伸 一 郎

(行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正)

第1条 行方市スポーツ大会出場補助金交付要綱(平成20年行方市教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

別表中「オリンピック大会、パラリンピック大会」を「オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」に改める。

(行方市優秀選手奨励金交付要綱の一部改正)

第2条 行方市優秀選手奨励金交付要綱(平成29年行方市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

別表中「オリンピック、パラリンピック、ユースオリンピック、世界選手権大会」を「オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、ユースオリンピック競技大会、世界選手権大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」に、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。